

舊例文書 一四〇〇一四二四

一九四〇年七月二日第一の決ノ議會 法令第六節規定ニ准シ

公布セラレタル一九四〇年七月二日付大統領布告中ニ指定

ル物品及原料品ニ對スル輸出入取締規則

一九四〇年七月二日第一の決法令第六節諸規定ニ準シ公布

セル一九四〇年七月二十六日附ノ余ノ布告^中及ヒ之ヲ規則

中ニ使用セラルル^{用語}如キ^中諸^{用語}ヲ茲ニ定義スル

一 石油産物^ハ 航空^ニ及^ヒ動機用燃料、即チ、高オクタン

ガソリン、炭化水素^及炭化水素混合物^(原価ヲ含ム)

ニシテ、^{華氏}七五度乃至^{華氏}三三〇度ニ於テ沸騰シ、^(四エナル)鉛^ヲ

一ガロンニ就キ、三立方寸マテ加フルバ A.S.T.M. イック試

験法ニ依ル オクタン價ハセテ超スルモノ。若クハ商業的

蒸留^法依^ルス^ル如キ ガソリン、炭化水素又ハ炭化水素

混合物^ニ三%以上^ノ遊離^シ得^ル原料^トシテ

機用^潤滑油、即チ華氏^ニ一〇度^ニ於テセイホルト式

ユニターナル粘度計ニ依リ九五乃至^{ハセコンド}ソレ以上ニシテ、

7/1

八五乃至ソレ以上ノ粘度指数ヲ有スル潤滑油。

四エナル鉛^{II} 純四エナル鉛、エナル流動物体、若クハ

一カロンニ就キ 三立方糎以上ノ四エナル鉛ヲ含有スル

混合物。

三、^屑鉄及^屑鋼鉄^{II} 第一号重鉛解用屑鉄

(二) 一九四〇年七月二日ノ法令ニ准ズル一九四〇年七月二日公

布規則申規則^{條ヨリ}並ニ^{條ヨリ}航空^{條ヨリ}之若^{條ヨリ}高^{條ヨリ}採用

燃料 四エナル鉛及ビ航空採用潤滑油ノ輸出ニ適用ス

フランクリン・D・ルーズベルト

一九四〇年七月二十六日白屋館ニ於テ

二一七及二一八頁

「合衆國對外國係」日本一九三二—一九四〇ノ部

中ニ卷

ヨリノ披基平